

生保内川癒しの溪流維持管理パートナーの募集について

国・市では、平成13年度より仙北市田沢湖を流れる生保内川において、八幡平山系直轄火山砂防事業により砂防施設・癒しの空間施設の整備を進めてまいりましたが、この程施設の大部分が完成しました。今後、この施設及び施設周辺の維持管理にあたり、国・市・NPO法人や地域の団体の三者において「生保内川癒しの溪流」維持管理協定を結び官民連携による維持管理を実施していく事になりました。この趣旨をご理解しご協力頂ける団体（パートナー）を募集します。ご希望の団体は、「生保内川癒しの溪流」維持管理パートナーシップ活動申込書の提出をお願いします。

- 募集要項
- ◎パートナーは、仙北市に在住もしくは勤務する概ね10名以上の団体とします。
 - ◎活動申込書は、仙北市建設部建設課へ提出ください。なお、申込書用紙は建設課にてご受取願います。
 - ◎パートナーの主な役割は、各施設・施設周辺の除草や清掃等の美化・愛護活動になります。
 - ◎申込期限は7月22日までです。

※除草作業は、管理用道路・散策路・駐車場周辺等の範囲とし毎年委託契約を締結し作業を行っていただきます。

■詳しい内容・申込手続きについての問合せ：仙北市建設部建設課 TEL (43) 2294

介護保険事務所からのお知らせ

平成20年度介護保険料の納付について

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表1参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。

- ◎普通徴収…7月中旬送付の納付書により納期限日(表2参照)までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(申し込み用紙は金融機関窓口にあります)
- ◎普通徴収の対象となる方…年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、老齢福祉年金を受給されている方、平成20年度中に65歳になられた方。
- ◎特別徴収…年金支給月(偶数月)に天引きによる納付となります。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

表1【平成20年度介護保険料】

段階	区分(平成20年度の住民税課税状況による)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	23,940円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得+課税年金収入額]が80万円(年間)以下	23,940円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える	35,910円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,880円	基準額
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,850円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,820円	基準額×1.5

※平成18年度税制改正の影響で住民税が課税となり保険料段階が上昇した場合には、今年度も引き続き激変緩和の軽減措置(上昇分の1/3を軽減)がとられます。

表2【平成20年度普通徴収介護保険料納期限日及び口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月4日

※納期限を過ぎると介護保険料に加えて、督促手数料100円がかかる場合があります。

【問い合わせ先】

介護保険事務所保険指導班 TEL0187(86)3911

仙北市福祉事務所長寿子育て課 長寿生きがい係 TEL(43)2281